

ゴルフパートナー・スクール会員規約

第1条 [名称等]

ゴルフパートナー(以下「当店」といいます、及びゴルフパートナースクール(以下「当スクール」といいます)は、ゴルフレッスンおよびその他のサービス(以下「本サービス」といいます)の利用条件としてゴルフパートナー・スクール規約(以下「本規約」といいます)を以下のとおり定めます。

本規約は、当スクールの会員が本サービスの利用にあたり、当スクールとすべての会員との間に適用されるものであり、当スクールに入会し、本サービスを利用される方は、本規約を承諾し、遵守していただく必要があります。

第2条 [会員]

1. 本規約における会員とは、本規約を承諾したうえで本規約に従って入会した本サービスを利用する法人および個人をいいます。
2. 会員は、会員としての資格、権利等を他の会員または第三者に対し、貸与および譲渡することはできません。

第3条 [目的]

当スクールは、会員が当スクール内の施設を利用して、ゴルフ技術の向上、健康の維持・増進を図り、会員相互の交流および親睦を深めることを目的としています。

第4条 [会員の有効期間]

1. 当スクールにおける会員の有効期間は、細則に定めたレッスンプランに会員が申込み、当スクール所定の退会手続きが完了するまでとします。
2. 当スクールが必要と認めたときは、新規にメニューやコースを追加すること、またはこれらを廃止することがあります。

第5条 [会員資格]

当スクールの入会資格は以下の通りとします。

1. 本規約および当スクールの細則を遵守することに同意していること(なお未成年の場合は、法定代理人の同意を必要とします)。
2. 医師等により運動を禁じられておらず、また、当スクールの利用に支障のある疾病を有しないこと。
3. 暴力団員、暴力団関係団体またはその関係者その他反社会的勢力でないこと。
4. 当スクールが入会を適当と認めること。

第6条 [入会手続き]

1. 当スクールに入会を希望する場合は、本規約と別途定める「細則」を理解の上、所定の入会申込書および同意書に必要事項を記入し、当スクールに提出するものとします。
2. 当スクールの入会審査承認後、当スクールで設定する予約開始日を始期とします。
3. 会員は、当スクールが別に定める受講料金を「細則」に定められた方法で支払うものとします。
4. 当スクールは既納の入会金・授業料は如何なる理由を問わずこれを返還しません。

第7条 [休会、退会、プラン変更方法]

1. 会員は、休会を希望する場合は、休会する前月の10日までに入会した店舗にて休会の手続きをおこなうものとします。休会期間は翌月から最大3か月間までの範囲内でご利用いただけます。
2. 会員は、退会を希望する場合は、退会する前月の10日までに入会した店舗にて退会の手続きをおこなうものとします。
3. 会員は、休会または退会手続を適切に完了しない限り、会員契約が有効に継続し、会員が有する本施設の利用権や会費その他の支払い義務が存続することを十分に認識するものとします。
4. 会員は、プラン変更を希望する場合は、プラン変更する前月の10日までに入会した店舗にてプラン変更の手続きをおこなうものとします。
5. 会員の都合により会費が3か月以上滞納した場合は退会扱いとさせていただきます。

6. 滞納がある場合は完納いただきます。

第8条 [会員資格の喪失]

会員は、次の各号に該当する場合、その会員資格を喪失するものとします。

1. 任意に退会したとき。
2. 入会金、受講料その他の債務を滞納し、当スクールからの請求に応じなかったとき。
3. 本規約を含む当スクールの定める諸規則に違反し、また当スクールの信用、品位を著しく傷つける行為を行ったとき。
4. 第10条に違反し出入禁止を告げられたとき

第9条 [禁止事項]

当店や当スクールの利用者は以下の行為を行ってはならず、当店や当スクールに不利益な行為をする可能性のある会員、または他の利用者に迷惑がかかる可能性がある会員は等店の利用及び出入を禁止し即退去いただきます。

1. 法令または公序良俗に違反する行為、および、犯罪行為
2. 威圧的な言動、風紀を乱す行為
3. 他の利用者に不利益、損害、不快感を与え、もしくは迷惑になる行為
4. 当店およびスクールの運営を妨害するおそれのある行為
5. 当社が許諾しない宣伝、広告、勧誘、または営業行為
6. 利用者間での合意のない撮影およびソーシャルネットワーク上へ掲載する行為
7. 当社及び当スクールの業務に従事するスタッフに対し、暴言行為を含むハラスメントや暴力的要求を行う行為、または合理的範囲を超える負担を要求する行為
8. その他、当社が不適切と判断する行為

第10条 [レッスンの営業日・定休日および営業時間]

1. 当スクールの営業日及び定休日・営業時間、レッスンの定員、時間割、予約方法は、「細則」に定めます。
2. 当スクールでは、レッスン時の打席は会員本人以外使用できません。
3. 当スクールでは、やむを得ずレッスンを休講する事があります。

第11条 [注意事項]

1. 楽しく安全にプレーをしていただくため、エチケット、マナーをお守りください。
2. 前後の打席に十分ご注意ください。特にティーアップ機に近づく場合は前方打席にご注意ください。
3. 利用者は、同伴者が打席ゾーンに入らないよう責任をもって注意してください。特にお子様は、目を離さぬよう保護者の十分な安全管理のもとで、また、他の利用者の迷惑とならないようご注意ください。

第12条 [本サービスの利用について]

1. 当スクールは、以下のいずれかに該当する場合には、利用者に事前に通知することなく、予約システム及び弾道計測器、シミュレーター等のサービスの全部または一部の提供を停止または中断することができるものとします。(1)本サービスに係るコンピューター・システムの点検または保守作業を行う場合 (2)コンピューター、通信回線等の障害、誤操作、過度なアクセスの集中、不正アクセス、ハッキング等により本サービスの運営ができなくなった場合 (3)地震、落雷、火災、風水害、停電、天災地変などの不可抗力により本サービスの運営ができなくなった場合 (4)その他、当スクールが停止または中断を必要と判断した場合
2. 予約システム及び計測器等の機器は予告なく、当スクールの判断で別のシステムへ移管・変更することができるものとします

第13条 [事故、傷害、盗難]

1. 会員は、当スクールの敷地および施設内において会員に生じた疾病、盗難、事故等について、当スクールを免責するものとします。
2. 会員は、前項のほか会員に生じたあらゆる損害について、当スクールを免責するものとします。
3. 前項にかかわらず、当スクールの故意または重大な過失によって会員に損害が生じた場合には、当スクールは免責されるものではありません。
4. 会員が他の会員または第三者に対して損害を与えた場合には、当該会員は自己の責任と費用において解決し、当スクールに対して一切迷惑をかけないものとします。

5. 利用者が故意または過失によって、第三者あるいは当スクールに従事する者、または練習場の施設や物品に損害を与えた場合は、利用者によるその損害を全額賠償していただきます。

第16条 [個人情報取扱い]

当スクールは、会員から取得した個人情報については、株式会社ゴルフパートナーのホームページ「個人情報保護基本方針」に記載されたとおり取り扱うものとします。

第14条 [当スクールの閉鎖]

1、当スクールは次の場合、当スクールを閉鎖し、全ての会員との契約を解約することができるものとします。① 法令の制定改廃または行政指導により開場が不可能となったとき。② 災害その他により施設の被害が大きく開場が不可能になったとき。③ 著しい社会情勢の変化その他やむを得ない事由が発生したとき。

2、前項の事由により当スクールを閉鎖する場合には、災害等やむを得ない場合を除き、3ヶ月前までに予告するものとします。

3、当スクール閉鎖の場合、全ての会員は退会となり、会員資格を喪失します。

第15条 [規約の改定] この規約および当スクールが定める諸規則並びに諸料金は、当スクールが必要と認めた場合は、改定することができるものとします。その場合、改定した規約は、会員全てに及ぶものとします。

細則

第1条(主旨)

本細則は、ゴルフパートナースクール(以下「本校」といいます)の運営に必要な事項を定めます。

第2条(入会手続き)

本校に入会する場合は、本校指定の入会申込書・入会同意書に必要な事項を記入の上、手続きをしなければなりません。

第3条(入会金・レッスン料)

①入会金、初月のレッスン料は入会申込時に、お支払いいただきます。

②2ヶ月目以降のレッスン料は、本校指定の口座振替にてお支払ください。当月のレッスン料は、前月26日に口座から引き落としとなります。26日が金融機関の休業日となる場合は、翌営業日の振替となります。

第4条(レッスン)

それぞれのレッスンプランは別紙に定めます。

第5条(レッスン予約の手続き)

レッスンの予約は前日までとします。当日の予約はできません。

第6条(講師)

講師の指定はできません。

第7条(改正)

本校は必要に応じて細則の改正・変更をすることができ、その効力は全ての本校会員に及ぶものとします。